

引き上げ分の地方消費税収が充てられた社会保障4経費その他の社会保障施策に要した経費（一般会計）

（単位：千円）

項 目 名		経 費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国支出金	その他	引き上げ分の 地方消費税	その他
社会福祉	障害者福祉	7,026,831	288,892	175,400	732,268	5,830,271
	高齢者福祉	2,946,792	587,241	1,054,292	382,275	922,984
	児童福祉	13,218,383	1,679,015	547,357	1,809,912	9,182,099
	母子福祉	77,926	31,311	4,929	7,030	34,656
	生活保護	5,899,030	4,257,773	0	123,760	1,517,497
	小計	29,168,962	6,844,232	1,781,978	3,055,245	17,487,507
社会保険	介護保険	14,819,778	0	495	955,096	13,864,187
	国民健康保険	13,046,396	1,699	0	1,188,578	11,856,119
	後期高齢者医療	15,856,033	0	0	1,260,068	14,595,965
	小計	43,722,207	1,699	495	3,403,742	40,316,271
保健衛生	医療	7,077,282	2,155,925	5,470	519,336	4,396,551
	病院	6,739,421	0	519,845	0	6,219,576
	疾病予防対策	320,322	107,483	25,666	64,796	122,377
	医療提供体制確保	6,212,127	1,044,951	3,288,989	1,419,881	458,306
	小計	20,349,152	3,308,359	3,839,970	2,004,013	11,196,810
合 計		93,240,321	10,154,290	5,622,443	8,463,000	69,000,588

（注）「社会福祉」とは「生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること」を意味し、具体的には、生活保護・児童福祉・母子福祉・高齢者福祉・障害者福祉（身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉）である。

「社会保険」とは、「保険的方法によって行う社会保障を行う制度の総称」であるが、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度を意味し、具体的には、国民健康保険・介護保険・年金などである。

「保健衛生」とは、「国民の健康を保つための施策」を意味し、具体的には、医療に係る施策・感染症その他の疾病の予防対策・健康増進対策などである。

また、項目の「引き上げ分の地方消費税」は、経費に要する一般財源の増加額（平成25年度比）に応じてあん分して計算している。